

令和2年度(2020年度)

## 教 育 目 標

### ともに学びあう、心豊かな子どもの育成

- ・ 自ら学び、考え、進んで取り組む子ども
- ・ やさしく思いやりのある豊かな心をもった子ども
- ・ みんなで励まし合い、助け合う子ども
- ・ めあてをもって、頑張りとおせる子ども
- ・ 明るく、健やかで元気な子ども

#### (基本姿勢)

ひとりひとりが互いの個性を尊重しあい、豊かな人間性と主体的に問題を解決する意欲と実践力をもった子どもの育成をめざすとともに、教職員の創意工夫により子どもたちが生き生きと活気をもって明るく楽しい日々が営める学校づくりに努める。

## 1. 学校経営の重点

### (1) 豊かな教育活動の展開

#### ① 人権教育の推進

- ・ 人間尊重の精神を基底とし、相互理解と連帯感を高め、一切の差別を許さない実践的態度を養う教育の推進を図る。
- ・ とりわけ、支援教育の推進にあたっては、「支援を要する児童」と“ともに学び、ともに生きる”視点に立った教育活動の展開に努める。

【別紙参照】

#### ② 基本的な生活態度の育成

- ・ 挨拶や身だしなみ等、望ましい生活習慣や態度を養い、よりよい集団生活を送ろうとする意欲を培う。また、自立心の涵養を図る。

#### ③ 豊かな人間性の伸長

- ・ すべての教育活動を通じて、知・徳・体の調和のとれた発達を促し、児童一人ひとりの個性や能力を生かすように努め、社会の変化に主体的に対応できる力の育成を期する。
- ・ その際、ボランティア活動などの体験的・実践的活動を積極的に取り入れ、人間としてより良く生きていく豊かな心と道徳的判断力・実践力の育成に努める。

- ④基礎的・基本的な学習内容の徹底
  - ・基礎的・基本的な学習内容の徹底を図り、生涯学習の基礎を培う。
- (2) 地域社会との連携
  - ・地域から学ぶ教育活動の展開を図る。
  - ・地域に開かれた学校を目指し、保護者はもとより地域社会との連携を密にして、互いに協力しながら活力ある学校づくりに努める。
- (3) 研修の充実
  - ・本校教育目標の達成に向け、児童一人ひとりの願い、保護者・地域社会の教育ニーズに応えるため、専門職としての新しい知識や技能の修得に努め、研修の充実を図る。
- (4) 教育課程の編成
  - ・学習指導要領の趣旨をふまえ、特色ある学校づくりをめざして、調和のとれた創意ある教育課程の編成とその実践に努める。
- (5) 教職員の健康保持増進
  - ・本校教育活動全般の活性化を図るため、教職員の健康管理・職場環境の改善に努める。
- (6) 個人情報保護と管理体制の充実
  - ・本校の教育活動および学校運営を推進するため、関係法令に則して個人情報の保護に努める。

## 2. 学習指導及び生徒指導の重点

### (1) 学習指導の重点

- ① 児童の実態や個に応じた指導計画を立て、問題解決的・体験的学習（自然体験、社会体験、ボランティア活動等）を積極的に取り入れた学習指導の展開を図る。
- ② 児童の“学びへの意欲”をうながす指導法の工夫に努める。
- ③ 学校図書館をはじめ、コンピュータ等の情報機器を積極的に活用し、豊かな表現力、創造力や感性などの伸長と情報活用能力の育成を図る。
- ④ とともに学びあう視点から学習を進める態度を育成すると共に、創造的思考や論理的思考の伸長を図る。
- ⑤ わが国の文化や伝統を正しく理解すると共に、国際理解・国際協調の精神を培うよう努める。
- ⑥ 望ましい集団活動（なかよし学級等の異年齢集団や各学年・学級集団）を通じて、自発的・自主的な実践態度を育てるよう特別活動の活性化を図る。

## (2) 生徒指導の重点

- ① 児童にとって「日々の学校生活が楽しい」と感じられる魅力ある学校づくりに努める。
- ② 基本的な生活習慣の定着を図り、生活の仕方を工夫し、有意義な時間を過ごすとする態度を育てる。
- ③ ひとりひとりの個性や実態を把握し、カウンセリングマインドを取り入れた児童の指導に努める。
- ④ 問題行動のある場合、その背景を理解し、児童の願いを受け止めながら、児童が自らを律しようとする態度を育てる。「いじめ・不登校」についても、早期発見と防止に努め、その対応にあたっては関係機関と連携を図りながら組織的におこなう。(いじめ防止基本方針に沿った対応)
- ⑤ 家庭・地域社会・関係機関との連携を深め、児童の健全育成を図る。

## 3. 健康管理と指導の重点

- ① 健康診断・健康相談等により疾病・異常等を発見し、保護者と連携しながら事後指導に努めると共に、自らの健康管理について意識させるよう指導する。
- ② 体育の授業をはじめ、運動する喜びを体験させることを通じて運動に親しむ習慣を身につけさせ、体力の向上を図る。
- ③ 安全指導を計画的に行い、校内外における安全な生活の習慣化を図る。
- ④ 豊かな情操を育み清潔・安全に対する生活習慣を養うため、教育環境の整備・充実と安全点検に努める。
- ⑤ 健康な食生活習慣形成のため、食に関する指導の充実を図る。

## 支援教育推進にあたって

1) 「ともに学びあう、心豊かな子どもの育成」を学校教育目標とし、一人ひとりが互いの個性を尊重し合い、豊かな人間性と主体的に問題を解決する意欲と実践力をもった子どもの育成をめざすとともに、教職員の創意工夫により子どもたちが生き生きと活気を持って明るく楽しい日々が営める学校づくりに努める。

とりわけ、支援教育の推進にあたっては、支援を要する児童と“ともに学び、ともに生きる”視点に立った教育活動の展開に努める。

2) 支援を有する児童とその保護者が地域社会の一員として学びたいという願いや教育ニーズに応えるとともに、“ともに学び、ともに生きる”視点に立った教育活動を展開することにより、全児童の支援を要する児童に対する理解が深まり、豊かな心やみんなで励まし合い助け合う道徳的判断力が陶冶されるものと考え。また、機会ある毎に、学校から学級懇談会・地域懇談会及び地域諸団体の会合等において、本校の取組みや支援教育の在り方を発信することによりその理解や協力が得られるように努める。さらには、このことにより地域連携を深め、地域の教育力向上に繋がることを期待したい。

3) 教室配置や施設・設備については、学年・学級所属を考慮に入れながら、支援を要する児童が健康・安全で快適な学校生活が営めるよう最善の配慮と留意に努める。また、かかる観点から常に校内及び通学路に至るまで、日常的に点検を行う。

4) 人権教育の推進を教育活動の重点におき、人間尊重の精神を基底とし、相互理解と連帯感を高め一切の差別を許さない実践的態度を養う教育の推進を図る。その際、学年ごとに支援教育の重点目標を設定し、授業実践と全体研修を行い、支援を要する児童への理解を深めるための教育を実施する。

さらに、総合的な学習の時間（1、2年生は生活科の取扱の中で）において、人権教育を基盤に据えた視点からの様々な体験的学習の取組みや、望ましい集団活動（なかよし学級等の異年齢集団や各学年・学級集団）を通じて、個々児童が支援を要する児童への理解を深め、教育目標にせまる実践的態度の育成を図っている。

5) 校内協力体制については、前述の教育目標等の達成に向けて、全教職員でこれにあたることを基本とする。特に、人権教育推進担当では具体的内容や教職員の共通理解をめざして定期的に会合をもち、全教職員が特別支援を要する児童の実態並びに状況の把握に努める。

6) 当該児童の主治医・学校医との連絡を密にし、健康・安全に留意する。また、支援学校並びに市立障害施設やボランティア団体等との連携あるいは支援を得ながら児童の心身の成長・発達を図る。さらには、幼稚園・保育所からの情報提供を含めた連絡会や市内小・中学校との情報交換を行うことにより指導の充実に努める。

7) 個々の児童の実態に応じた基本的な生活習慣の育成など自立活動の促進を図る。